

蓮田市総合振興計画審議会条例

昭和46年9月22日条例第20号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく蓮田市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ蓮田市総合振興計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の長が推薦する者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月29日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 現にこの条例の改正前に委嘱又は任命されている審議会等の委員の任期は、任期満了までとする。ただし、市議会の議員、助役、収入役、教育長及び市の職員で委嘱又は任命されている者の任期は、昭和56年6月30日までとする。

附 則 (昭和58年3月17日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月25日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する委員を有する審議会等については、当該委員の任期の満了する日の翌日からこの条例による改正後の条例の規定を適用する。

附 則 (平成2年9月28日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月30日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月3日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(蓮田市総合振興計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 蓼田市総合振興計画審議会の委員の定数は、この条例の施行の際現に在任する委員又は補欠の委員の在任する間（その任期中に限る。）、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市総合振興計画審議会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第7条の規定による改正後の蓮田市総合振興計画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年6月26日までとする。

附 則 (平成22年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。